

各種奨学金の所得基準について

貸付型・給付型奨学金ともに所得基準を設けております。基準については、〔世帯所得金額〕－〔世帯状況に応じた特別控除額（①特別控除額表）〕が所得基準額（②所得基準額表）を下回っていることが条件となります。

※ 各世帯分の収入（年収）ではなく、所得で計算いたします。また、所得金額については、石垣市税務課が発行する所得証明書にて計算いたします。

※ 特別控除については、奨学金を受ける日時点を想定して控除いたします。つまり、現在高校3年生であっても大学生としてその金額を控除いたします。

<①特別控除額表>

控除事由	特別控除額	
母子・父子世帯	45万円	
就学者のいる世帯（1人につき）	自宅通学	自宅外通学
	小学校	8万円 25万円
	中学校	15万円 32万円
	高等学校、高等専門学校（1～3年生課程）	37万円 54万円
大学、短期大学、大学院、高等専門学校（4年生課程以上）、専門学校等	91万円	130万円
未就学児のいる世帯（1人につき）	8万円	
父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯	父母以外の者の所得者一人につき35万円。ただし、その所得が35万円未満の場合はその金額。	

<②所得基準額表>

世帯人員	基準額
1人	152万円
2人	243万円
3人	278万円
4人	305万円

世帯人員	基準額
5人	328万円
6人	344万円
7人	360万円
8人	376万円

※上記控除要件は一例です。控除要件は家庭状況に応じて他にもありますので、詳しくは、石垣市教育委員会までお気軽にお問い合わせください。



例 世帯年収が600万円、奨学金希望者が高校3年生で、兄弟に妹（中学3年生）、弟（5歳）がいる5人家族の場合

◆所得基準額：328万円（5人家族）

◆世帯年収：600万円 ⇒ 世帯所得：470万円

◆控除内訳 (1)本人（自宅外通学の大学生＝130万円）
(2)妹（自宅通学の高校生＝37万円）
(3)弟（未就学児＝8万円）

合計：175万円

◆所得計算（世帯所得470万円）－（特別控除175万円）
＝295万円

翌年の進学時点を想定

控除後の世帯所得（295万円）が所得基準額（328万円）を下回っているため、所得基準をクリアしています。



※ 奨学金は、児童養護施設の生徒も申請可能です。